

寒川町障害者の日常生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和2年6月22日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第20号

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年寒川町規則第20号)の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「、第3号様式」を「、次の各号に掲げる自立支援医療の種類に応じ、当該各号に定める様式により交付するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 育成医療(政令第1条の2第1号に規定する育成医療をいう。) 自立支援医療受給者証(育成医療)(第3号様式)
- (2) 更生医療(政令第1条の2第2号に規定する更生医療をいう。) 自立支援医療受給者証(更生医療)(第3号様式の2)

第3号様式中、

「

性別	生年月日

を

「

生年月日

に、

」

」

「該当」を「該当・非該当」に、「月額 円」を「月額 円・医療保険の自己負担限度額」に改め、同様式を第3号様式の2とし、第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式(第20条関係)

自立支援医療受給者証(育成医療)									
公費負担者番号									
自立支援医療費受給者番号									
受 診 者	フリガナ							生年月日	
	氏 名								
	フリガナ								
	住 所								
	被保険者証の記号及び番号					保険者名			
	高額治療継続者		該当・非該当						
保 護 者		フリガナ						続柄	
		氏 名							
		フリガナ							
		住 所							
指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 名	病院・診療所				所在地・ 電話番号				
	薬 局				所在地・ 電話番号				
	訪問看護事業者				所在地・ 電話番号				
自己負担上限額		月 額 円							
有 効 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日							
上記のとおり認定する。									

自立支援医療受給者証（対象となる障害名及び医療の具体的方針）			
公費負担の対象となる障害		高額治療継続者	該当・非該当
医療の具体的方針			
特定疾病療養 受療証	有 ・ 無		

年 月分 自己負担上限額管理票

下記のとおり月額負担上限額に達しました。

[illegible]

年 月分 自己負担上限額管理票

下記のとおり月額負担上限額に達しました。

[illegible]

年 月分 自己負担上限額管理票

下記のとおり月額負担上限額に達しました。

[illegible]

年 月分 自己負担上限額管理票

下記のとおり月額負担上限額に達しました。

[illegible]

年 月分 自己負担上限額管理票

下記のとおり月額負担上限額に達しました。

[illegible]

年 月分 自己負担上限額管理票

下記のとおり月額負担上限額に達しました。

[illegible]

附 則

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。